

水道料金の改定について

城陽市上下水道部
経営管理課

目 次

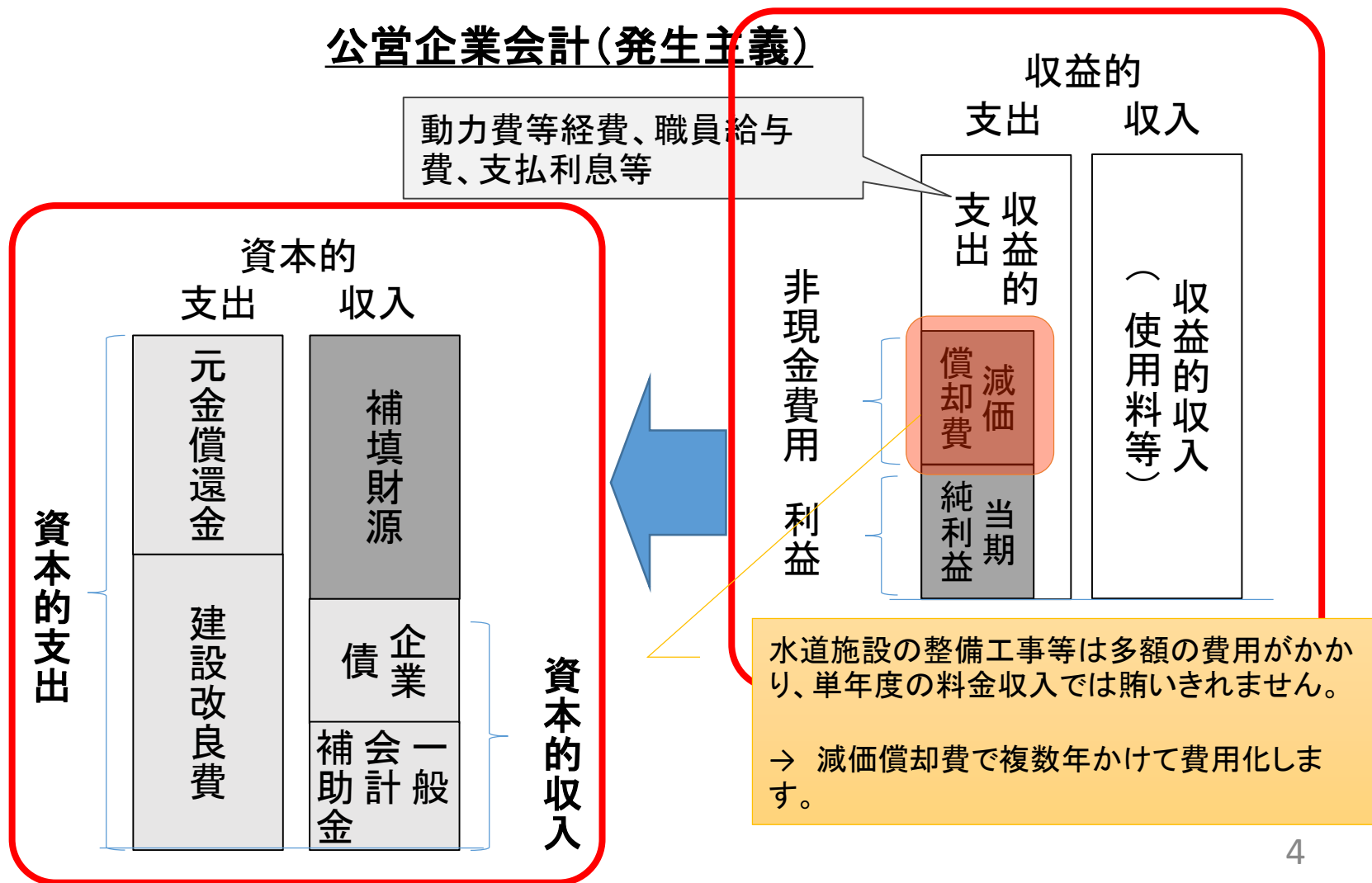
1. 公営企業会計の仕組みについて
2. 水道料金の決定原則、算定方法について
3. 今回の料金改定の内容について
4. 改定による水道料金への影響について

1. 公営企業会計の仕組みについて

公営企業会計の仕組み

- 収益的収支と資本的収支の2本立て。
- 資本的収入不足を収益的収入で補填する構造。

公営企業会計(発生主義)



2. 水道料金の決定原則、算定方法 について

水道料金の決定原則

- ・適正な原価を基礎とし、健全経営を確保できる料金とすることが原則とされています。

＜水道法第14条 第2項第1～4号＞

- 2 前項の供給規程は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。
- (1) 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること。
 - (2) 料金が、定率又は定額をもって明確に定められていること。
 - (3) 水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。
 - (4) 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

＜地方公営企業法第21条 第2項＞

- 2 前項の料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

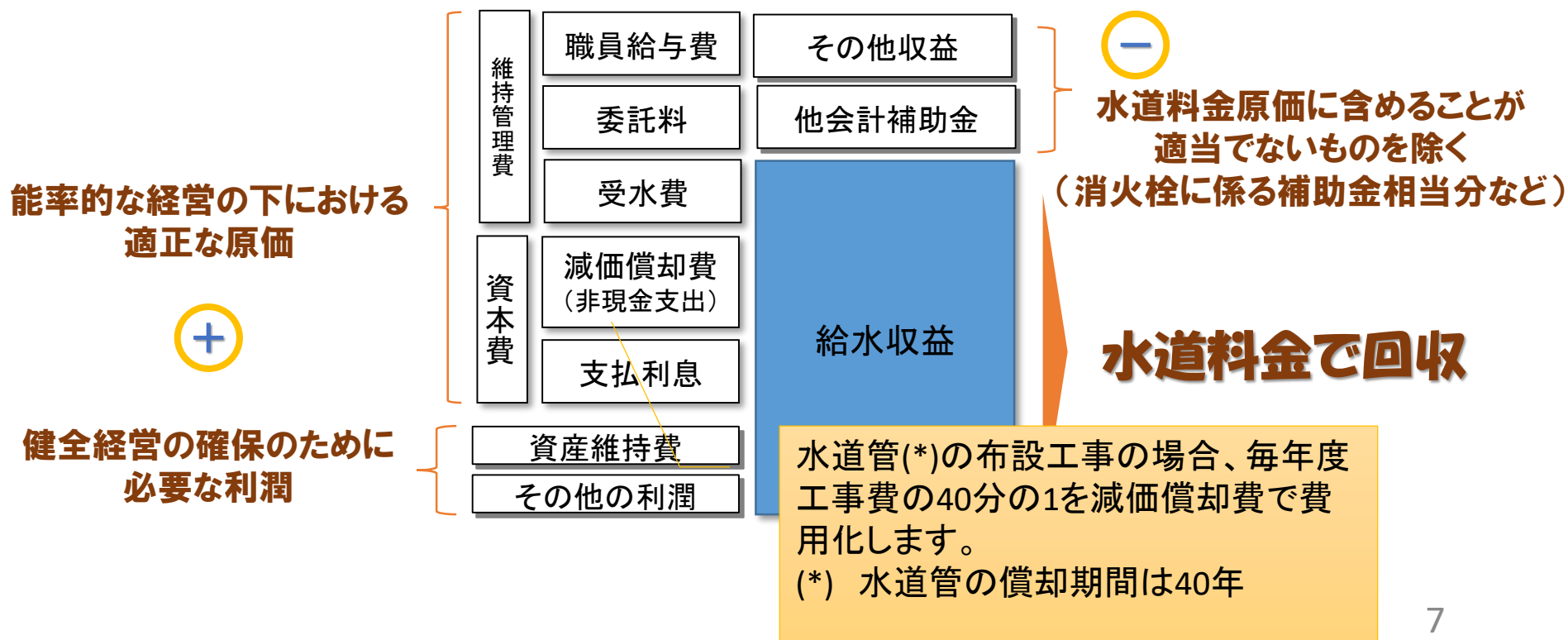
＜地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（公営企業にかかる部分）の施行に関する取り扱いについて（第一章地方公営企業法の施行に関する取り扱いについて 第三節 財務に関する事項四 料金の一部抜粋）＞

地方公営企業が健全な経営を確保する上で必要な資金を内部に留保するため、料金には、適正な率の事業報酬を含ませることが適当であること。

公正妥当で適正な原価の算定方法

- 公正妥当で適正な原価とは、各種の費用に、健全経営確保のために必要な利潤を加えたもの（総括原価）とされます（総括原価方式）。
- 今回の総括原価の算出は、（公社）日本水道協会による「水道料金算定要領」に則って行います。

図表 総括原価の算出方法の概要図



3. 今回の料金改定の内容について

水道料金算定要領に基づく改定率試算(起債発行割合1／2)

① 改定時期: 令和6年8月1日

② 平均改定率: 22.9%

(i) 算出期間※ ¹ における総括原価※ ²	<u>5,979,671千円</u>
(ii) 算出期間※ ¹ における改定前給水収益	<u>4,981,340千円</u>
(iii) 今回改定で必要な増収額 (i)－(ii)	<u>998,331千円</u>
(iv) 改定対象期間※ ³ における改定前給水収益	<u>4,365,348千円</u>

※1 令和6年度第1期から令和9年度第6期

※2 総括原価は起債発行割合変更(1／3→1／2)に伴う経費(支払利子)を含んでいる

※3 令和6年度第4期から令和9年度第6期

$$\text{平均改定率}((iii) / (iv)) \times 100 \div 22.9\%$$

水道料金算定要領に基づく改定率試算の内訳

(R6～R9合計)

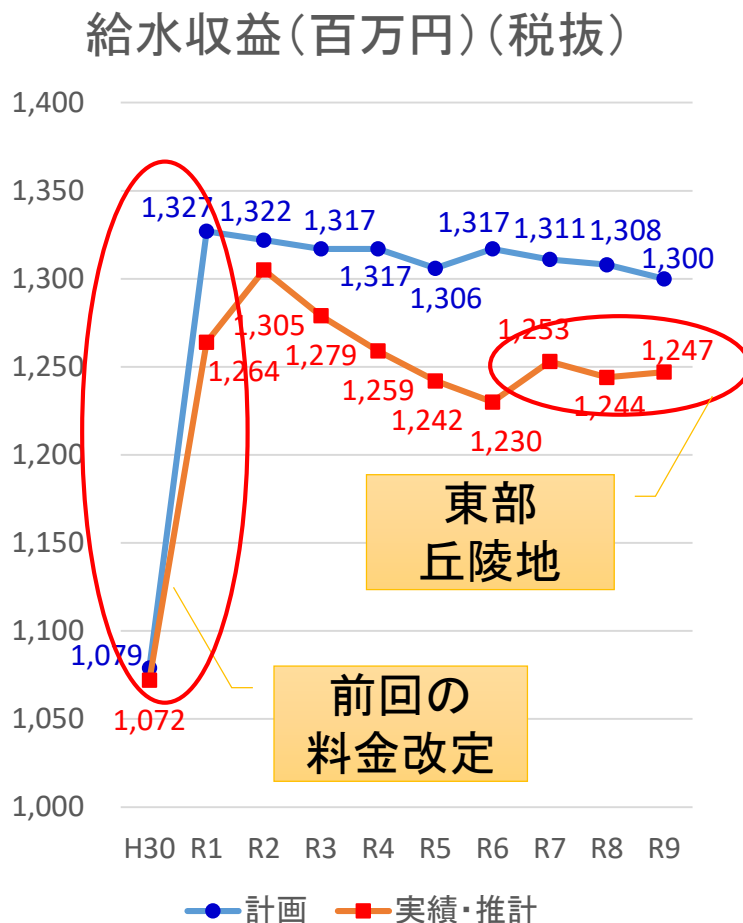
(百万円)

増加要因	計画	推計	改定必要額	改定率
給水収益の減少	5,236	4,981	255	5.9%
その他収入の減少	493	312	181	4.2%
委託料の増加(老朽化等への対応)	343	444	101	2.3%
委託料の増加(契約額の増加)	57	176	119	2.7%
動力費の増加	408	527	119	2.7%
受水費の増加	1,156	1,288	132	3.0%
減価償却費等の増加	1,962	2,115	153	3.5%
支払利息の増加	224	282	58	1.3%
その他の要因	1,579	1,459	△120	△2.7%
合計			998	22.9%

収入減
約10%

資産維持費の圧縮

収益的収入の主な減少要因



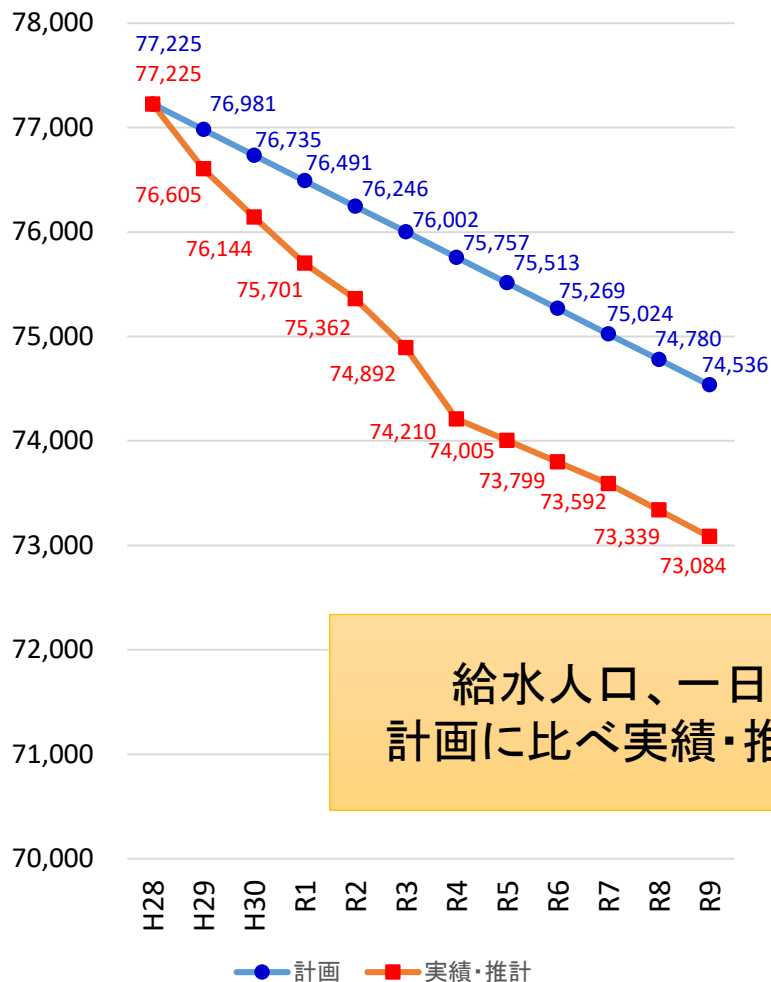
※実績・推計：H30～R4は実績、R5～R9は現行料金による推計

減少要因

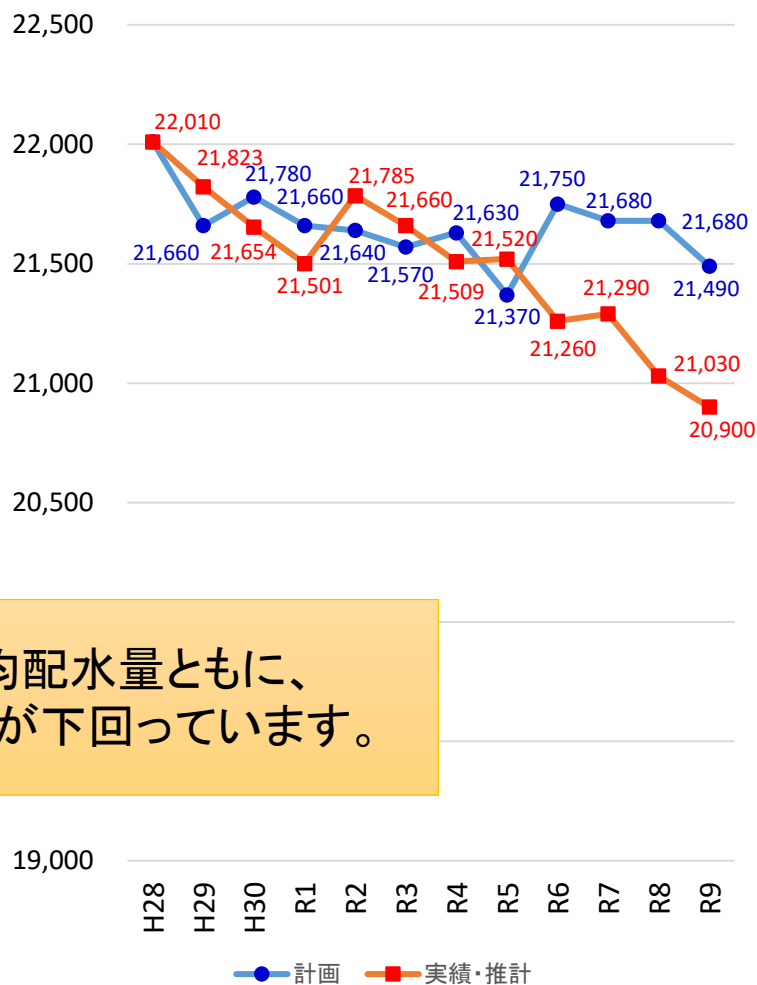
- ・給水収益は、計画に対して実績・推計が減少しています。
- ・減少の主な要因は、給水人口の減少と大口使用者における事業活動の縮小によるものと分析しています。

水需要の状況と今後の見通し

給水人口(人)



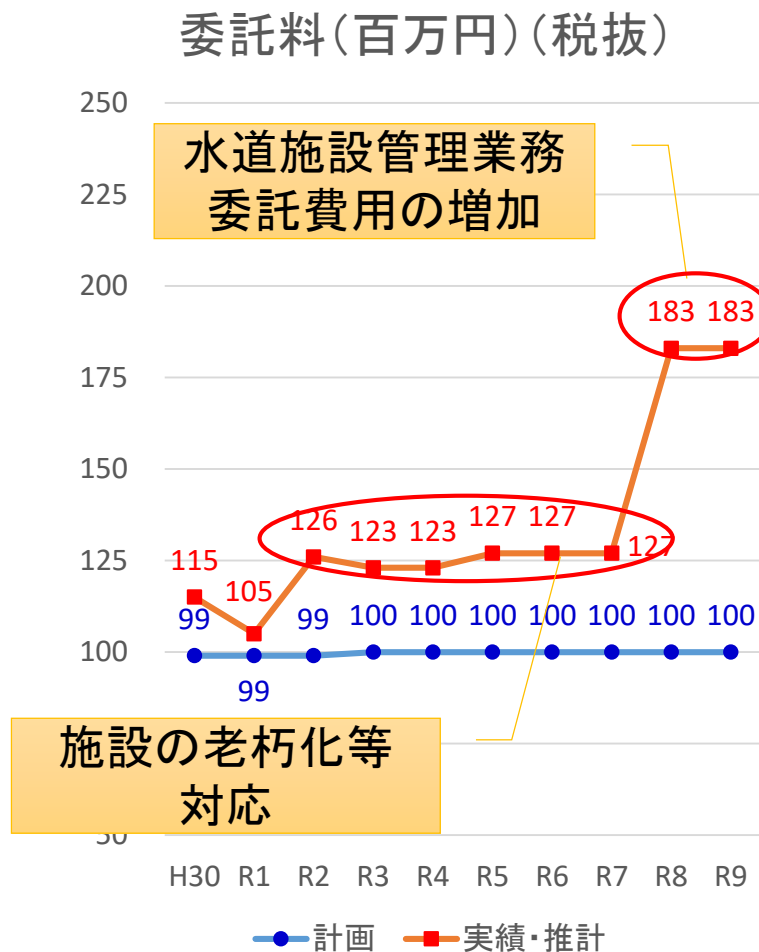
一日平均配水量(m³/日)



給水人口、一日平均配水量ともに、
計画に比べ実績・推計が下回っています。

※実績・推計: H30～R4は実績、R5～R9は推計

収益的支出の主な増加要因①

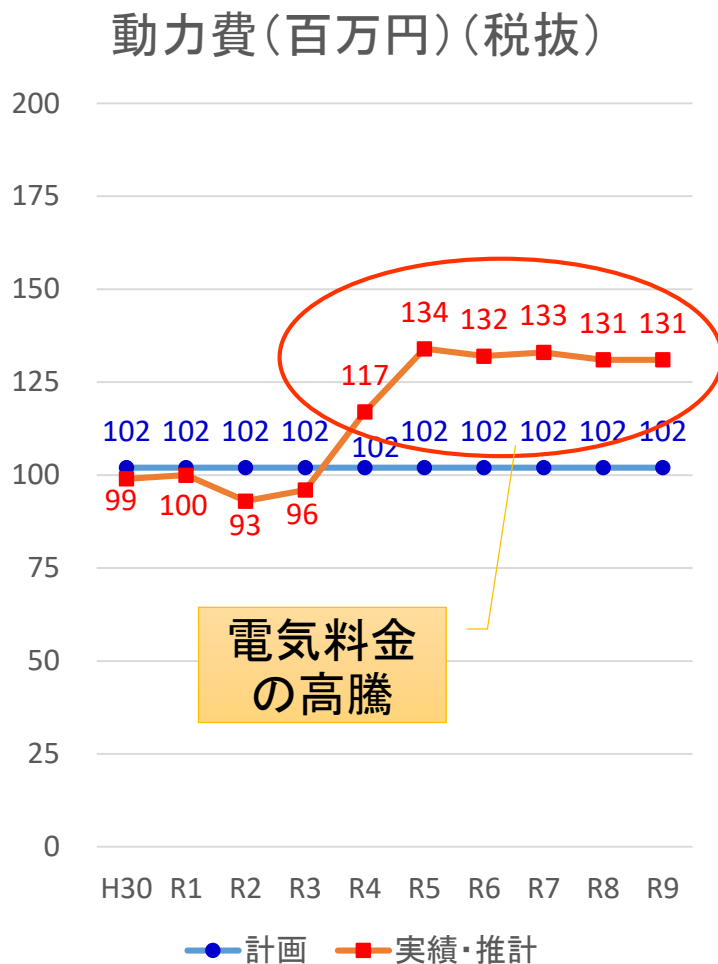


※実績・推計：H30～R4は実績、R5～R9は推計

増加要因

- ・委託料は、計画に対して実績・推計が増加しています。
- ・令和2年度から令和7年度までの主な増加要因は、施設の老朽化等に伴い整備や点検を要するためです。
- ・令和8年度からの増加の要因は、水道施設管理業務委託に要する費用が増加する見込みのためです。

収益的支出の主な増加要因②

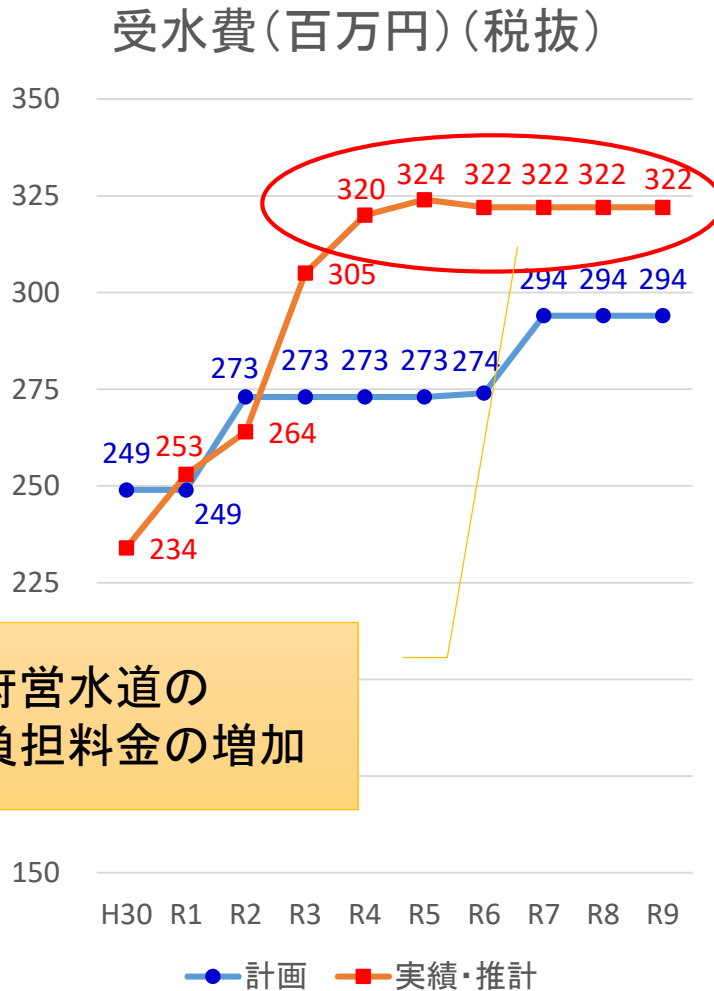


※実績・推計：H30～R4は実績、R5～R9は推計

増加要因

- ・動力費は、令和4年度以降は計画に対して、実績・推計が増加しています。
- ・増加の主な要因は、電気料金の高騰によるものです。

収益的支出の主な増加要因③



府営水道の
建設負担料金の増加



※実績・推計: H30～R4は実績、R5～R9は推計

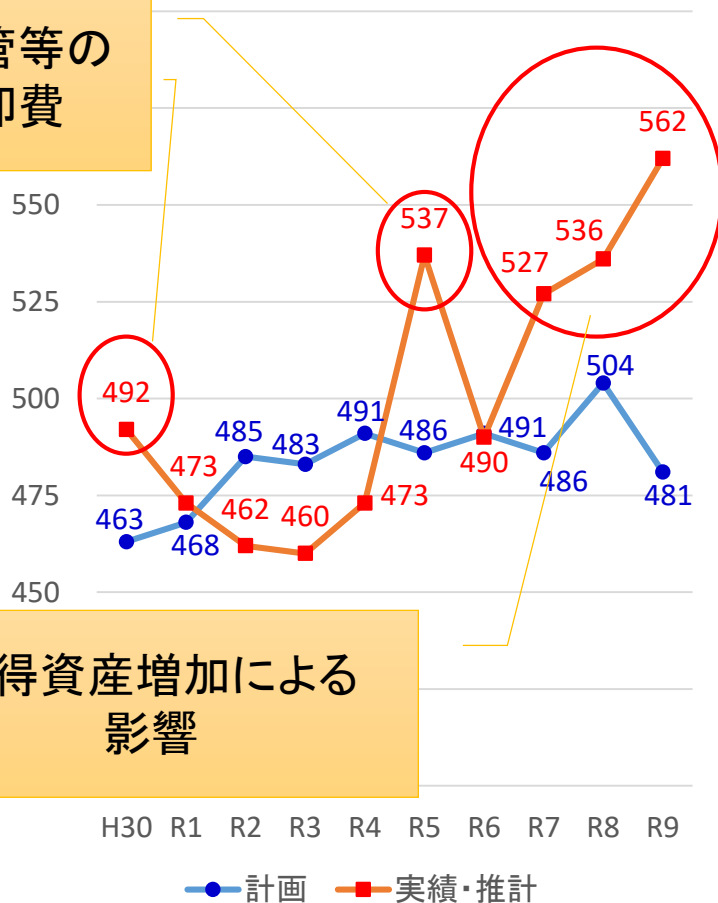
増加要因

- ・受水費は、令和3年度以降は計画に対して、実績・推計が増加しています。
- ・増加の主な要因は、見込を上回って府営水道の建設負担料金が増加したためです。

収益的支出の主な増加要因④

減価償却費等(百万円)

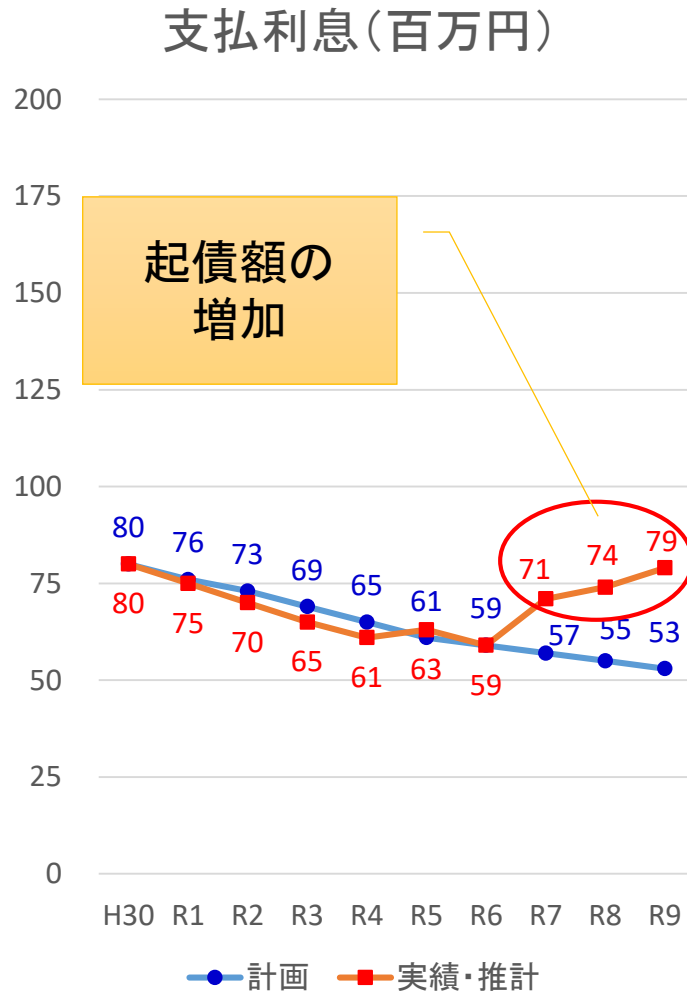
配水管等の
除却費



増加要因

- ・減価償却費等は、令和7年度以降は計画に対して実績・推計が増加します。
- ・増加の主な要因は、工事費の増加に伴い取得資産も増加することによるものです。
- ・なお、平成30年度及び令和5年度の増加は、工事の支障となる配水管等の除却が主な要因です。

収益的支出の主な増加要因⑤



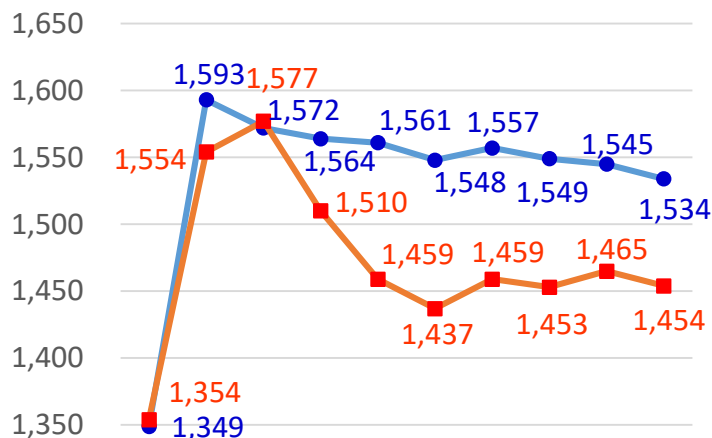
※実績・推計: H30～R4は実績、R5～R9は推計

増加要因

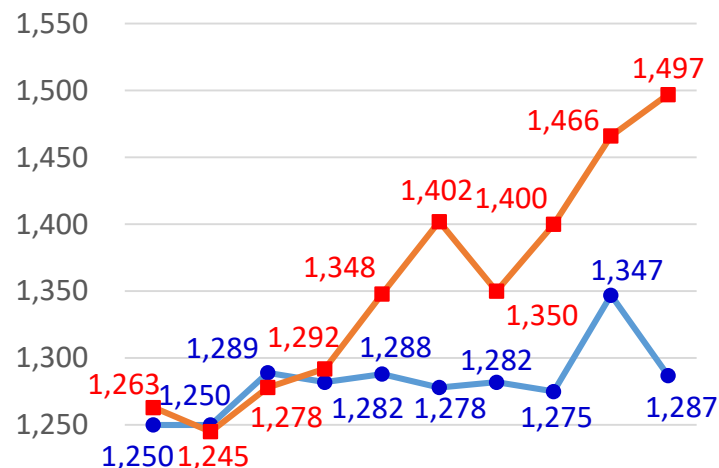
- ・支払利息は、令和7年度以降は計画に対して実績・推計が増加します。
- ・増加の主な要因は、工事費の増加に伴い起債額も増加すること等によるものです。

収益的収支の状況と今後の見通し

収益的収入(百万円)(税抜)



収益的支出(百万円)(税抜)



実績・推移が計画に比べ収入は減少し、
支出は増加することが予想されます。

※実績・推計: H30～R4は実績、R5～R9は推計

4. 改定による水道料金への影響 について

改定後料金表(税抜)

1 基本料金

区分	現行(①)	改定案(②)	差引(②-①)
φ13	2,000円	2,450円	450円
φ20	2,400円	2,940円	540円
φ25	2,600円	3,200円	600円
φ40	18,500円	22,740円	4,240円
φ50	41,300円	50,760円	9,460円
φ75	113,600円	139,610円	26,010円
φ100	220,800円	271,360円	50,560円
φ150	612,700円	753,010円	140,310円

2 従量料金(使用水量1m³につき)

区分	現行(③)	改定案(④)	差引(④-③)
1~20m ³	40円	50円	10円
21~40m ³	110円	135円	25円
41~60m ³	160円	195円	35円
61~80m ³	210円	260円	50円
81~100m ³	240円	295円	55円
101~200m ³	270円	330円	60円
201~5,000m ³	300円	370円	70円
5,001m ³ ~	270円	330円	60円

改定による水道料金への影響

水道料金（2カ月で使用水量が40m³、
口径20mmのメーター使用の場合）

現行料金

基本料金	¥2,400	
従量料金	20m ³ まで	¥800
	21~40m ³	¥2,200
合計（消費税含む）	¥5,940	

1期あたり1,364円、
1年で8,184円
引き上げ。



水道料金（2カ月で使用水量が40m³、
口径20mmのメーター使用の場合）

改定案

基本料金	¥2,940	
従量料金	20m ³ まで	¥1,000
	21~40m ³	¥2,700
合計（消費税含む）	¥7,304	



さいごに

今回の水道料金改定は、
水需要の減少や各種費用の増加する状況において、
市の水道事業を将来にわたって経営するために
必要なものとなります。
ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

ご清聴ありがとうございました。

城陽市上下水道部
経営管理課